

□経過措置について（資料２より抜粋）

経過措置の設定

- 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。
- 上記により従前の運賃・料金を適用した場合には、運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

<考え方>

- ・ 新運賃・料金の実施日（適用日）以前に従前の運賃・料金にて契約が締結されている運送については、従来の運賃・料金が適用されることは言うまでもないが、正式な契約の締結に至っていないが、貸切バス事業者と利用者との間で合意がある運送についても従前の運賃・料金を適用しても差し支えない。
- 学校行事として行われる修学旅行等の宿泊を伴う旅行（以下「修学旅行等」という。）については、新運賃・料金の実施日以後、令和9年3月31日までに実施される修学旅行等にかかる旅行のバスの手配について、新たな運賃・料金の実施日前日までに学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされている場合であって、かつ、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約を締結する際に、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について従前の運賃・料金を適用することを了承した場合には、上記経過措置の「合意」があったものとして経過措置の対象とすることができる。
- これに該当する運送を引き受けた際は、当該運送であることがわかる書面（受注型企画旅行申込書、手配依頼書等）を運送引受書とともに保存することとする。

<考え方>

- ・ 学校行事として行われる修学旅行等の宿泊を伴う旅行については、1年半程度前から保護者等による旅行代金の積立が行われている実態がある。
- ・ このような旅行においては、具体的な行程等まで明らかになっていない等の理由で、計画時点で貸切バス事業者に運送を依頼することが困難であるといった事情があることから、その特殊性を踏まえて、契約時に貸切バス事業者が了承した場合は、従前の運賃・料金で運行することを可とする。